

第4期雲南市農業委員会第29回総会議事録

1. 日 時 平成25年11月22日(金) 13:30~14:40

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(30名)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	4番 渡部満憲	6番 日野一夫
7番 片寄健治	9番 高島幹雄	10番 竹内 勉	11番 狩野幹美
12番 持田明典	13番 高橋敬二	14番 杉山正美	15番 鳥谷悦雄
16番 星野朝義	17番 川上蘆求	18番 嘉本輝雄	20番 白築美雄
21番 山本博子	22番 藤原克巳	23番 白築 剛	24番 青木征温
25番 名原玲子	26番 小田久義	27番 藤原修至	28番 高田 耕
29番 加藤一郎	31番 石橋義明	33番 周藤寛洲	34番 橋本 博
35番 陶山直利	36番 勝部有二	37番 板持 庸	

4. 欠席委員(6名) 3番 錦織邦男 5番 宇都宮敏章 8番 竹下房子

19番 白築 進 30番 廣澤幸博 32番 武田京子

遅刻届委員(1名) 23番 白築 剛

早退委員(1名) 25番 名原玲子

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 主 査 景山修二

副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

・議第168号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について

・議第169号 農地法第3条の規定による許可申請について

・議第170号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

・議第171号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

・議第172号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。

発信者	議 事 要 旨
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。
議 長	<p>ただ今から平成25年第29回総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は34名であります。欠席委員は3番錦織委員、5番宇都宮委員、8番竹下委員、19番白築委員、30番廣澤委員、32番武田委員から欠席届が出ております。また、23番白築委員から遅刻届、25番名原委員から早退届が出ております。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第29回総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、22番藤原克巳委員、24番青木征温委員を指名します。</p>
事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p> <p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第168号農地法第2条の規定による非農地証明に対する認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書5ページをご覧ください。議第168号農地法第2条の規定による非農地証明に対する認定について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外5筆、地目は登記簿田・現況荒廃農地が4筆、登記簿畑・現況荒廃農地が2筆、面積は合計8,177㎡です。権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「現在、雑木が繁茂しており、耕作が不可能なため」ということです。平成25年11月7日に現地調査を行っておりまして、確認委員は、〇〇委員、</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>〇〇委員、〇〇委員です。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
1 番	<p>申請地は、〇〇〇〇の近くですか。</p>
事務局	<p>図面の2ページをご覧ください。〇〇〇〇の奥です。</p>
2 9 番	<p>非農地の取り扱いについて、申し合わせ事項のどの項目に該当しますか。</p>
事務局	<p>「雲南市農業委員会内規に関する申し合わせ事項」の7番目の非農地の取り扱いについて記載されておまして、概ね10年以上耕作されていないところで判断しております。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第168号農地法第2条の規定による非農地証明に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第168号農地法第2条の規定による非農地証明に対する認定について」は、申請のとおり非農地として認定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第169号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたし</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	ます。事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第169号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外9筆、地目は登記簿・現況とも田が6筆、登記簿・現況とも畑が4筆、農用地区域内、面積は合計8,435㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「経営移譲年金を受給しているため、返還を受けた農地を後継者へ再設定するため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は譲渡人と譲受人が親子ということで無償です。確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況とも田で、農用地区域内、面積は合計1,361㎡、権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は譲渡人と譲受人が親子ということで無償です。確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外18筆、地目は登記簿・現況とも田で、農用地区域内、面積は合計16,067㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を主宰する」ということです。土地代は10アール当たり190,000円で、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、農用地区域内、面積は126㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は400,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上4件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>以上4件の案件、ご審議をお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>

発信者	議 事 要 旨
28番	<p>申請番号1番についてですが、3ページの諸報告届出の「農地等返還通知の受理について」で説明のあった返還された農地は7筆でした。3条申請では10筆となっていますが、農地等返還通知の7筆も含めて後継者へ貸し出すということでしょうか。</p>
事務局	<p>高田委員のおっしゃるとおりでして、第三者移譲により移譲しておられました。今度は後継者へ貸し出すため、返還された農地と自留地としてあった農地もあわせての申請となります。</p>
議長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第169号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第169号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>それでは次に、「議第170号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>12ページをご覧ください。「議第170号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿、現況とも畑、面積は合計214.15㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は太陽光パネルで、太陽光パネル152枚126.43㎡を設置されます。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は、申請地が都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断致しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、申請面積は10㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は急峻な山中にあり、維持管理が困難であるため、申請地に移転したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供すること</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>により転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で、墓碑1棟を建築されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊し、危険なため墓地を移転新設したい」とのことです。農用地区域外で、確認は〇〇委員です。農地区分・許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>以上、3件の申請についてご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
1 8 番	<p>申請番号2番についてですが、図面30ページの真ん中を囲んであります所が墓地の申請地です。その上側に△△-△がありますが、これは親戚の方の宅地です。この度宅地への進入路が無断転用されていることが解り、これについては後程申請されるということです。</p>
3 7 番	<p>申請番号1番についてですが、太陽光パネル設置の残りの所は野菜畑として利用されます。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>
1 番	<p>申請番号2番についてですが、申請人は□□□□さん宅でしょうか。</p>
2 8 番	<p>親戚、従弟かと思えます。</p>
4 番	<p>申請番号1番についてですが、転用申請の太陽光パネル設置部分の地目は何になるのですか。</p>
事務局	<p>転用部分のみについてですが、多分雑種地になると思われれます。最終的には法務局で決められます。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>「議第170号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第170号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第171号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>14ページをご覧ください。「議第171号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は94㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は自治会施設で、倉庫1棟10㎡を移設されます。転用理由は、「自治会用具(テント・盆踊り同好会用具など)を入れる倉庫を移転するため」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の準住居地域に指定されております。土地代は、10アール当たり15,000,000円で確認は〇〇委員です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断致しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。地縁団体についてですが、「地方自治法に定められた要件を満たし、手続きを経て法人格を取得した自治会、町内会等(一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持、形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体のこと)」を言います。自治会の法人格取得を可能にし、団体名義で不動産登記を可能にしようとするために創られた制度です。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は2筆合計269㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は車庫で車庫1棟30㎡と井戸小屋1棟9㎡を建築されます。転用理由は、「自宅への進入路が狭隘なため拡張するとともに車庫を新築したい。また、現在使用している井戸の後側が急勾配なため、土留めをするとともに井戸小屋を併せて整備したい」ということです。平成25年8月12日に農用地除外の許可が出ておまして、土地代は10アール当り3,717,000円、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑、面積は85㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟25.59㎡、駐車区画2台分を建設され</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>まず、転用理由は、「現在、借家住まいであるが、狭隘であり、また子供の進学にともない、申請地を譲り受け住宅を新築したい」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。土地代は、10アール当たり33,411,000円で確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿・現況とも畑が1筆、登記簿田・現況畑が2筆で3筆合計461.55㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟50.34㎡、駐車区画3台分を建設されます。転用理由は、「現在、親の家の離れに住んでいるが、2人目の子が生まれ家族も増え、子供も大きくなり手狭となってきたため、申請地を親から借りて住宅を新築したい」ということです。農用地区域外で賃借料は親子間での使用貸借のため無償、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は353㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は一般個人住宅で、住宅1棟103.5㎡、車庫1棟30㎡を建設されます。転用理由は、「現在アパート住まいであるが、結婚し子供が増えることになったため、妻の祖父が所有する申請地を借り受け住宅を新築したい」ということです。農用地区域外で賃借料は義理の祖父と孫間での使用貸借のため無償、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p> <p>続きまして申請番号6番、〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿・現況とも畑、面積は2筆合計16.83㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は墓地及び管理地で、墓碑1棟を建設されます。転用理由は、「現在の墓地は山の中腹にあり参道も一部崩壊しており申請地に移転新設する」ということです。平成25年8月12日に農用地除外の許可が出ておりまして、土地代は10アール当たり2,970,000円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じであります。</p> <p>以上6件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
30番	<p>申請番号4番ですが、貸付人と借受人について説明では親子関係とありましたが、借受人の□□□□さんは貸付人の□□□□さんの孫にあたります。親さんは亡くなっておられます。</p>
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。 「議第171号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。 よって、「議第171号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第172号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>17ページをご覧ください。「議第172号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。 今回の案件は大東町より1件申請されております。 この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。 ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により該当町で協議をお願いします。14時35分までに、ご協議をお願いします。</p> <p>(14時25分から14時35分まで町ごとに協議)</p>
議 長	<p>会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、大東町より発表いただきます。</p>
29番	<p>妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今発表のとおり、許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第172号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第172号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。</p> <p>なお、12月の総会は12月18日(水)午後1時00分から「大東町大東交流センター」で開催いたします。</p>
議 長	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席願います。</p>
議 長	次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。
事務局	<p>【その他事項】</p> <p>(1) 利用権設定の終期通知について</p> <p>(2) 平成25年度農業委員会視察研修経費精算書について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

署名委員

署名委員